

(宛先) 高槻市水道事業管理者

所在地 \_\_\_\_\_  
名 称 \_\_\_\_\_  
住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_ 印

### 特定施設水道連結型スプリンクラー設備設置誓約書

特定施設水道連結型スプリンクラー設備（以下、「スプリンクラー設備」という。）を設置するにあたり、下記の事項について誓約します。

#### 記

- 1 災害・その他正当な理由(制限給水時、事故時、水道施設の工事等)による一時的な断水や水圧低下等で、特定施設水道連結型スプリンクラー設備の性能が十分発揮されない状況が生じても、高槻市水道部へ異議申し立てしません。
- 2 特定施設水道連結型スプリンクラー設備の、火災時以外における作動及び非作動が生じても、当方の責任において解決します。
- 3 水の停滞が発生しないよう、スプリンクラー設備の末端には給水装置または排水施設を設置し、常時または定期的に排水します。
- 4 スプリンクラー設備からの逆流を防止するための器具が不良になり、機能を無くしたときは、当方の費用にて取替えを行います。
- 5 その他、スプリンクラー設備の事故等については、高槻市消防本部および高槻市水道部の指示に従います。また、これらに掛かる費用は当方が負担します。
- 6 本設備の所有者を変更するときは、上記事項について譲受人に継承するとともに、新所有者より高槻市水道部へ所有者の変更及び誓約書を提出させます。